

指定給水装置工事事業者 のみなさまへ

瀬戸市水道課より大切なお知らせ

令和元年10月1日より**指定給水装置工事事業者は
5年ごとの更新が必要になります。**

指定給水装置工事事業者の資質の維持・向上を目指して、
「水道法の一部を改正する法律」が、令和元年10月1日に施行されます。

- 指定の有効期間が従来の無期限から**5年間**となります。有効期間後も引き続き指定工事店として活動するためには、有効期間の末日までに指定を更新していただく必要があります。
※旧制度で指定を受けている指定給水装置工事事業者の皆さまは、指定を受けた日によって、初回の更新までの有効期間が異なります(下表参照)

指定を受けた日	初回更新までの有効期間
平成10年 4月 1日～平成11年 3月31日	令和 2年 9月29日まで
平成11年 4月 1日～平成15年 3月31日	令和 3年 9月29日まで
平成15年 4月 1日～平成19年 3月31日	令和 4年 9月29日まで
平成19年 4月 1日～平成25年 3月31日	令和 5年 9月29日まで
平成25年 4月 1日～令和元年 9月30日	令和 6年 9月29日まで

- 指定更新の要件や必要書類は新規指定の申請時と同じです。
- 更新については、対象となる指定給水装置工事事業者さま宛に、**郵送にて通知をします。**
- 郵便の不着や未更新の方への**再通知はいたしません。**

◇お問い合わせは
瀬戸市水道課給水係 TEL:0561-85-2987